

調査測量時の安全確保

(仲間や自分を守る現場力の向上)

令和3年度

災害対応研修会講話

令和3年4月13日(火)

於: 川商ホール
(鹿児島市民文化ホール)
第1ホール

労働安全コンサルタント
向鶴 和幸



完成間近の市電鹿児島駅前停留所と桜島を望む

鹿児島駅前にて
R3.3.8 撮影

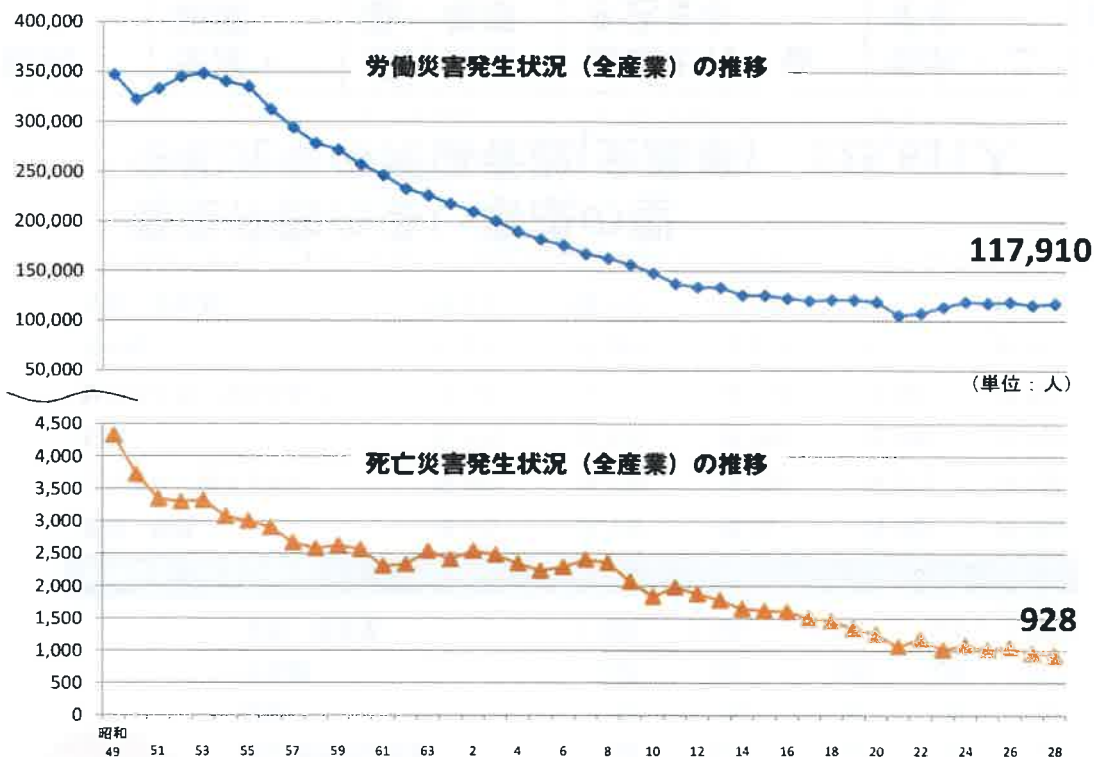
本日の講話内容

1. はじめに
2. 最近の労働災害の紹介
3. 災害防止対策の基本
4. 労働安全衛生法の説明
5. 事業者責任と労働者の順守義務
6. 労働災害発生事例の説明
7. その他
8. おわりに
(安全文化と全国安全週間)



【資料】安全衛生基本統計

出典 平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告



わが国の労働災害による死亡者数は昭和36年をピーク(6,712人)として長期的には減少傾向を示している。

令和元年には前年より減少して845人となった。

死亡者数（全産業）

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
972人	928人	978人	909人	845人

休業4日以上の死傷者数（全産業）

わが国の労働災害による死傷者数(休業4日以上)は下げ止まりの状態がつづいている。

令和元年には前年より少し減少して125,611人となった。

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
116,311人	117,910人	120,460人	127,329人	125,611人

中央労働災害防止協会編 安全の指標
令和2年版

発生件数の多い事故の型 令和元年の死亡者数 (全産業) 845人

墜落・転落	交通事故	はさまれ・巻き込まれ	激突され	崩壊・倒壊
216人	157人	104人	77人	56人

全産業の死亡災害は墜落・転落、交通事故(道路)、によるものの割合が高く、この2つの型で全体の半数近くを占めている。

最近の 労働災害の 発生状況

死亡災害	H24	H25	H26	H27	H28
製造業	199	201	180	160	177
建設業	367	342	377	327	294
陸上貨物運送事業	134	107	132	125	99
林業	37	39	42	38	41
その他	356	341	326	322	317
合計(全産業)	1,093	1,030	1,057	972	928

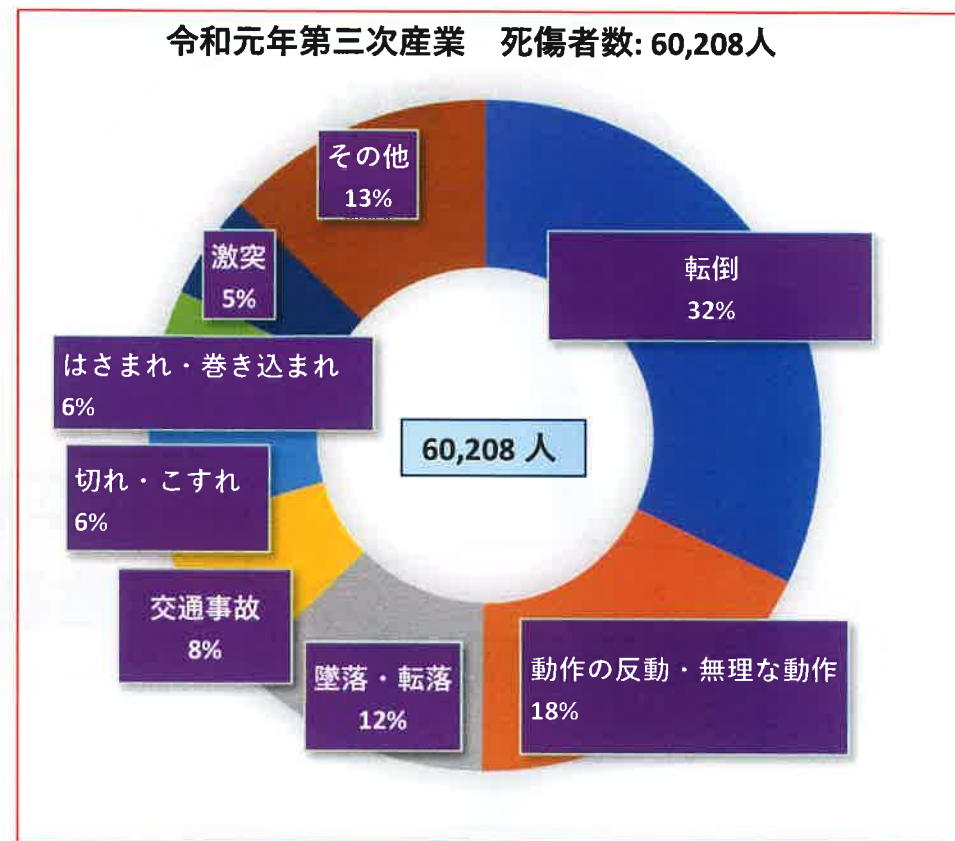
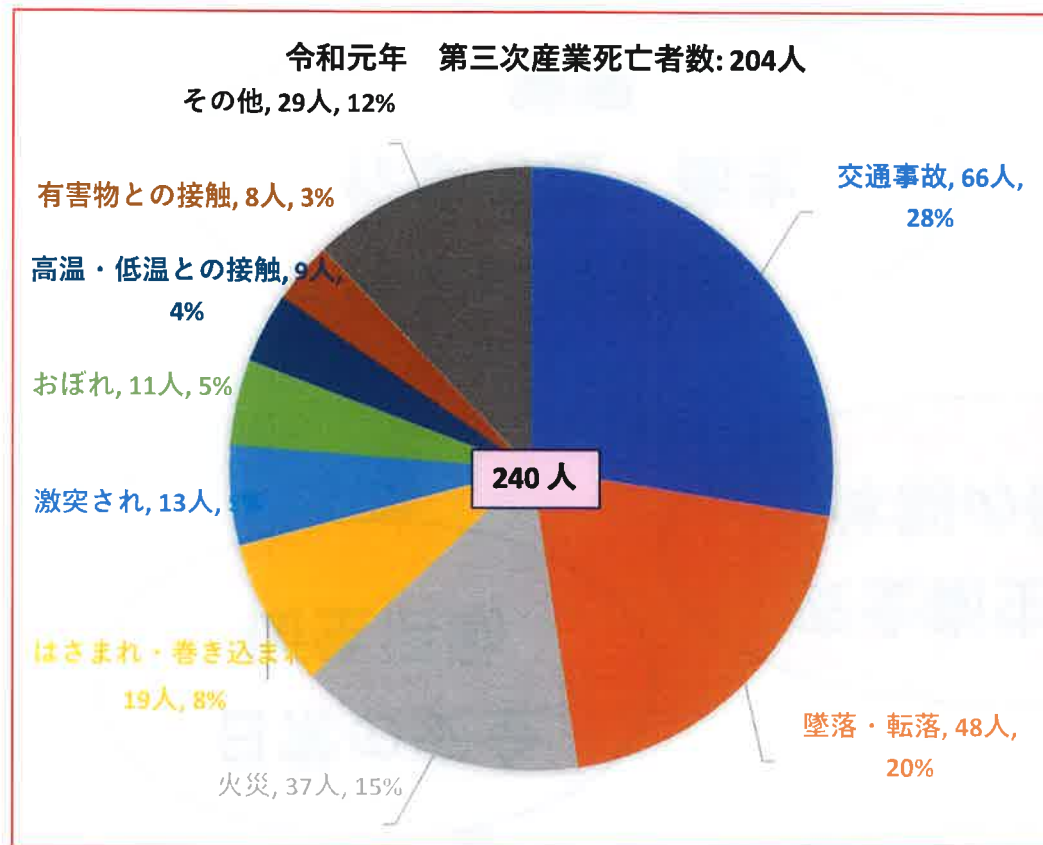
死傷災害(事故の型別)	H24	H25	H26	H27	H28
墜落・転落	20,275	20,182	20,551	19,906	20,094
はさまれ・巻き込まれ	15,802	15,276	15,238	14,513	14,136
転倒	25,974	25,878	26,982	25,949	27,152
動作の反動・無理な動作	14,191	13,914	14,191	14,420	15,081
その他	43,334	42,907	42,573	41,523	41,447
合計(全産業)	119,576	118,157	119,535	116,311	117,910

中央労働災害防止協会編 安全の指標
令和2年版

休業4日以上の死傷災害を型別に分類すると転倒が最も多く、次いで墜落・転落、動作の反動・無理な動作、はさまれ・巻き込まれの順になっており、この4種類で約3分の2を占めている。

発生件数の多い事故の型 令和元年の死傷者数(全産業) 125,611人

転倒	墜落・転落	動作の反動・無理な動作	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故(道路)	激突	飛来・落下	その他
23.9%	17.0%	14.1%	11.6%	6.4%	5.9%	5.2%	4.8%	11.1%



令和元年 第三次産業死亡者数 :240人

交通事故	墜落・転落	火災	はさまれ・巻き込まれ	激突され	おぼれ	高温・低温との接触	有害物との接触	その他	計
66人	48人	37人	19人	13人	11人	9人	8人	29人	240人
27.5%	20.0%	15.4%	7.9%	5.4%	4.6%	3.8%	3.3%	12.1%	100.0%

令和元年 第三次産業 死傷者数: 60,208人

転倒	動作の反動・無理な動作	墜落・転落	交通事故	切れ・こすれ	はさまれ・巻き込まれ	激突	その他	計
32.2%	18.0%	12.6%	7.7%	5.8%	5.8%	5.0%	13.0%	100.1%

中央労働災害防止協会編
安全の指標 令和2年版

労働災害防止対策の基本

野外調査に出る場合には、安全衛生管理・事故防止に万全を期さなければならない。
作業者及び作業責任者は、野外調査活動を安全に行い事故防止に努める義務がある。



法律の特色は？（安全衛生法）

労働基準法(昭和22年制定)から分離独立し昭和47年制定 法律57

法律が制定された以降労働災害の発生数は大きく減少



安全・健康・快適
安全と健康の確保と快適な職場環境の形成の促進

危害防止基準の確立

責任体制の明確化

自主的活動促進の措置

総合的計画的な安全衛生対策の推進

労働基準法と相まって労働時間、賃金等の労働条件の適正化

- ①危害防止基準の確立
- ②責任体制の明確化
- ③自主的活動の促進
- ④安全と健康を確保
- ⑤快適な職場環境の形成

日本国憲法 第27条
昭和21年11月3日交布

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。
賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は法律でこれを定める。
児童は、これを酷使してはならない。

安全衛生法..... 法律(国会で制定)
安全衛生法施行令.....政令(内閣が制定)
安全衛生法施行規則.....省令(厚生労働省が制定)

安全衛生管理体制

1. 法定の安全衛生管理担当者が明確にされているか?
2. 担当者は組織表等で周知されているか?
3. 各担当者の責任・権限が明確にされているか?
4. 安全衛生委員会等が定期的開催され記録されているか?

一般に調査測量業は安衛法第10条施行令第2条の業種分類において、令2の第一号で示す林業、建設業、鉱業、運送業、清掃業と異なり令2の第三号で示す「その他の業種」と考えられるので、安全衛生推進者又は安全管理者の選任義務はなく、衛生推進者又は衛生管理者のみでよいとされている。

ただし、法的義務はないが、職場の労働安全には安全推進者又は安全管理者の選任が望ましいとされている。

なお、衛生管理者の選任には、一定の資格要件が必要となる。

また、地すべり工事などの「さく井工事業」など建設業等で登録されておれば、安全衛生推進者又は安全管理者の選任が必要となる。

業種	① 林業、建設業、鉱業、運送業、清掃業	② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	③ 安衛令2条3号 その他の業種
規模(人)	(令2条1号の業種)	(令2条2号の業種)	(令2条3号の業種)
100以上			
50~99			
10~49			
1~9			

安全衛生方針

1. 事業所トップによる安全衛生方針が表明されているか？
2. 全従業員に周知されているか？
3. 協力会社に周知されているか？

参考例

安全衛生活動方針表明

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

1. 労働環境を含めたあらゆる領域の環境改善は、企業の社会的責任である。
2. 労働者の安全、健康を確保することは、企業存立の基盤である。
3. 労働者全員参加のもとに、安全衛生活動を推進する。
4. 毎年〇月に、職場の安全衛生に関するリスクアセスメントを実施する。
5. リスクアセスメントに基づき、年間安全衛生活動計画を作成し、これを実施し、結果を評価する。
6. 評価結果をフィードバックし、安全衛生活動の継続的な改善を行う。

安全衛生基本方針

- 一、企業の基本は人
- 一、人の基本は健康
- 一、作業の基本は安全

人命の重さを私たちは誰よりも理解しています。
迷うことなく、安全な職場、
心身ともに健やかな人づくりを目指しましょう。

株式会社

安全宣言

私達は、人命尊重を基本理念とし、労働災害防止活動を積極的に推進し、職場の安全を第一に自覚して規律を守り、相互に協力し合い、次の事を実行して災害ゼロを目指します。

1、私達は、会社の安全対策ガイドに基づき、基本的事項を順守して労働災害事故の未然防止に努めます。

1、私達は、整理・整頓・清掃・清潔・躰の5Sを実行し、安全確保に努めます。

1、私達は、正しい作業手順を守り、危険ゼロの職場環境を目指します。

1、私達は、交通規則を守り、安全運転を心掛け、交通マナーアップに努めます。

1、私達は、健康管理に注意し、日々業務に邁進します。

以上宣言する。

絶対に許してはいけない無資格作業

どんな理由があっても無資格作業は禁止

- ・免許証所有者
- ・技能講習修了者
- ・特別教育修了者



論より証拠

作業や機械の種類・能力に応じた資格が必要

いろいろな機械の運転
(たとえば移動式クレーンの運転や重機の運転など)

危険有害な作業 (たとえば玉掛作業など)

するな・させるな 無資格作業

作業指揮者
誘導者
監視員

資格は必要ないが指揮者や誘導者・監視員、連絡員などの配置や立ち入り禁止をしなければならない個所もある。

就業制限

業務に関係するものについて下記記載

移動式クレーン（ユニック車含む）の操作
移動式クレーン（ユニック車含む）作業の玉掛け
潜水業務
高所作業車の操作
ガス溶接
地山掘削及び土留め支保工を指揮
足場の組み立て、解体、変更を指揮
有機溶剤を扱う作業を指揮
特定化学物質を扱う作業を指揮
酸素欠乏又は硫化水素発生の恐れがある場所での作業を指揮
研削砥石又は自由研削砥石の取替え・試運転
アーク溶接
フォークリフトを運転
電気設備（低圧・高圧・特別高圧別）を取り扱う
チェーンソーで伐木、枝打ち、玉切り等及び類似の作業
潜水作業への送気調整（バルブ又はコック操作）
酸素欠乏又は硫化水素発生の恐れがある場所で作業
高さ2 m以上の足場の、組立、解体、変更の作業
ロープ高所作業（地盤調査、構造物点検調査等）
その他

免許
技能講習
特別教育

移動式クレーンや車両系建設機械や車両系運搬機械の操作などは、その性能や馬力、能力などによって免許や技能講習、特別教育の種類が区分されている。

その他
事業者が実施する教育として次のようなものがある

- ・ 雇入れ時又は作業内容変更時
- ・ 安全衛生推進者
- ・ 職長・安全衛生責任者

教える内容の枠組み

車の運転を例にKSAの内容をみていく

KSAとはKnowledge(知識)・Skill(スキル)・Attitude(態度)の英単語の頭文字をとったもの

K...Knowledge(知識)	S...Skill(スキル)	A...Attitude(態度:姿勢)
1.車の基本構造 2.標識 3.交通ルール 知識教育 K(知識).....車を運転する前に予備知識として習得しておく必要があること 知識を教える (学ぶ)	1.エンジンをかける 2.前進する 3.後進する 4.停車する 5.駐車する 6.曲がる 7.高速道路で走行する 技能教育 S(スキル)...実際に身体を動かして「できる」ようになる必要があること 頭で理解するだけではなく練習が欠かせないこと 技能を教える (学ぶ)	1.常に安全運転を心がける 2.譲る気持ちをもつ 3.危険を予測しながら運転する 態度教育 A(態度:姿勢)...態度、姿勢、心がけ、習慣などが該当すること 知識もスキルもあったとしてもこれらが欠けていると大変な事態になりかねない 態度を教える (学ぶ)

労働災害防止のために

従業員の安全と健康の確保は事業者の責務です

労働災害の発生件数は、事業者をはじめとする関係者の熱心な取り組みにより、年々減少傾向にありますが、今なお全国で50万人もが被災しています。

特に、従業員数50人未満の小規模事業場では、大規模事業場に比べて労働災害の発生率が高くなっています。

小規模事業場では、災害防止対策を実施する上で人材、費用などが課題になる一方、全員が一体となって取り組むことが容易にできます。従業員が安全で健康的に働けるよう、工夫をしながら、対策を進めてください。

使用者

安全配慮義務

労働契約法5条

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする

事業者

労働安全衛生法3条

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

また、事業者は国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(以下省略)

労働者

安全指示順守義務

労働安全衛生法4条

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない

安全配慮義務の具体化

1. 危険予知の義務

業務に起因する危険源を特定し危険性を事前に評価すること

2. 結果回避の義務

危険を除去したり危険性の存在を作業者に知らせること

安全衛生教育を行なうこと

危険又は有害性を防止するために講ずべき措置

法定の最低基準を守るだけでなく、労働者の安全と健康を確保する。国の労災防止施策に協力する（法3）

危険の防止（法20～21）

- ・ 機械、器具その他の設備 * 法定の安全装置、覆い、囲い等を有効使用のための点検、整備（則28）
- ・ 爆発性・発火性・引火性の物等 ・ 電気、熱その他のエネルギー
- ・ 掘削、採石、荷役、伐木等の作業方法 ・ 墜落危険場所、土砂等崩壊危険場所

健康障害の防止（法22）

- ・ 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等
- ・ 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧、赤外線、紫外線、レーザー等の有害光線
- ・ 計器監視、精密工作等 ・ 排気、廃液、残さい物

就業の建設物その他の作業場（法23）

- ・ 通路、床面、階段等の保全 ・ 健康、風紀、生命保持に必要な措置
- ・ 換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難、清潔に必要な措置

作業行動から生ずる労働災害防止措置（重量物運搬等に伴う腰痛発症防止等）（法24）

労働災害発生急迫危険時には、作業中止・退避等の措置（法25）

救護に必要な機械等の備付け・管理、救護訓練、その他必要事項（法25-2）（主に建設業が対象）

法令等の要旨や特定化学物質等の情報を労働者に周知する（法101）

労働者の順守義務

- ・労働災害防止に必要な事項を守るほか、事業者等による災害防止措置に協力する（法4）
- ・法20～25により事業者が講じた措置に応じて、必要な事項を守る（法26）

・一般的な順守義務

- ①保護具の着用・使用義務
- ②安全状態保持義務
- ③安全衛生措置実施義務
- ④危険・有害行為の禁止義務
- ⑤立ち入り禁止等順守義務
- ⑥安全施設使用義務
- ⑦無免許・無資格作業禁止
- ⑧車両系建設機械等の運転者の自己安全義務

・健康診断の受診義務（法66-5）

・健康診断結果による健康の保持努力義務（法66-7）

- ・長時間労働等の健康の保持を考慮して、事業者が行う面接指導を受ける義務（法66-8）

・安全装置等についての順守義務（則29）

- ① 安全装置等を取り外し、又は機能を失わせないこと
- ② 臨時に安全装置等を取り外したり、機能喪失させるときは、事前に事業者の許可を受けること
- ③ 取り外したり、機能喪失させたときで、その必要性がなくなったら直ちに原状に復すること
- ④ 取り外されたり、機能喪失の状態を発見したときは、速やかに事業者に報告すること



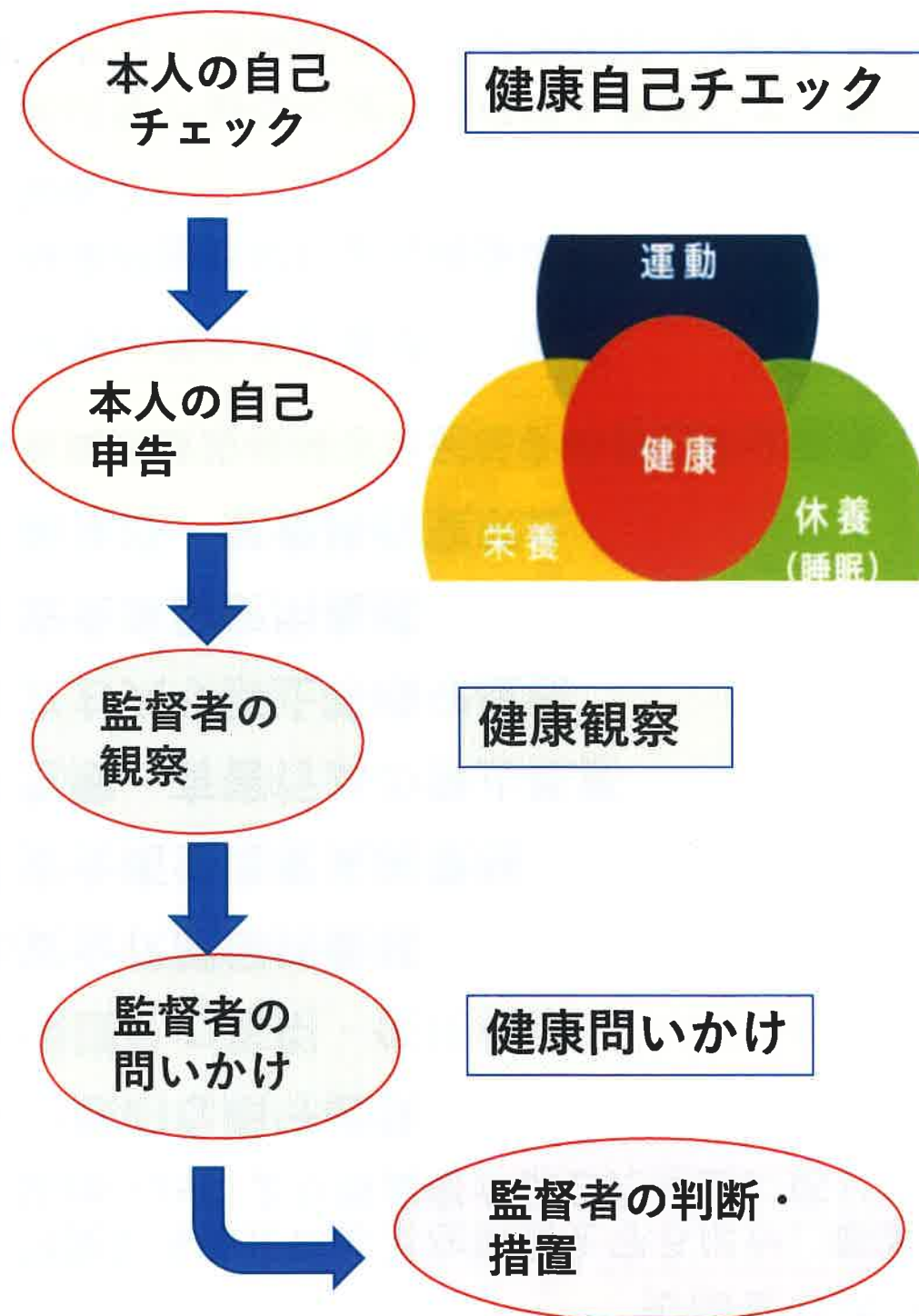
健康確保の実践

健康自己チェック 10項目

作業者自身にチェックさせ異常を感じる項目を自己申告させる 10項目

1. 頭痛がする
2. めまいがする
3. 手足にしびれ・けいれん・筋肉痛がある。腰が痛い
4. 腹が痛い、下痢をしている、便秘している
5. 胃の具合が悪い、胃痛・吐き気がある
6. 熱がある
7. 心臓の具合が悪い、どうき・不整脈がある
8. 出血している
9. 咳・くしゃみ、鼻水がでる
10. だるい、ねむい

その他(自覚症状)

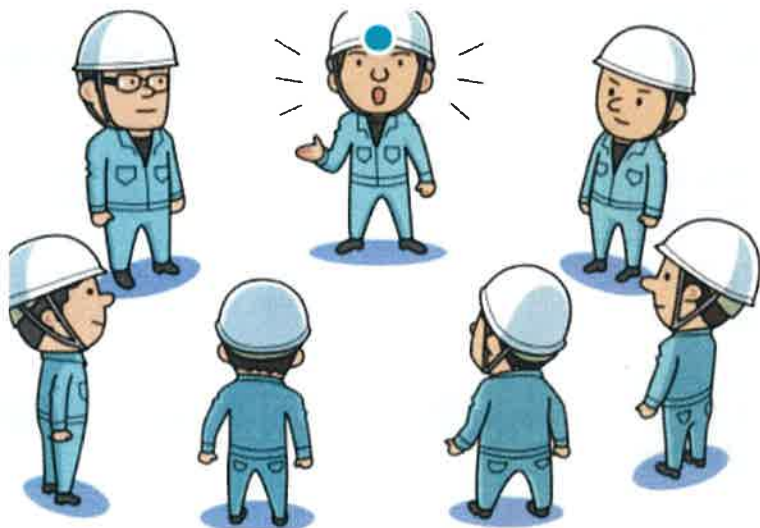


健康観察（監督者→作業者）5項目

1. 姿勢
2. 動作
3. 顔・表情
4. 目
5. 会話

その他必要があれば体温・脈拍・呼吸数を
検査する(体操前・体操後など)

作業者一人一人をよく観察して異常をつか
むこと



健康問いかけ10項目

必ず具体的に本人の自覚症状を各項目
のように問いかけチェックすること
10項目

1. よく寝たか？ よく眠れたか？
すっきり起きたか？
2. どこか痛い？ どこかだるい？
3. 食欲はどうか？ メシはうまい？
普通に食べたか？
4. 熱がある？ 脈拍はどうか？
5. 医者にかかったか？ 診てもらったか？
6. 薬を飲んでいるか？
7. 腹具合はどうか？
8. 夜更かしをしたか？ 疲れはとれたか？
めまいはしないか？
9. 飲んだか？ 飲み過ぎていないか？
10. どんな具合か？ 症状は？

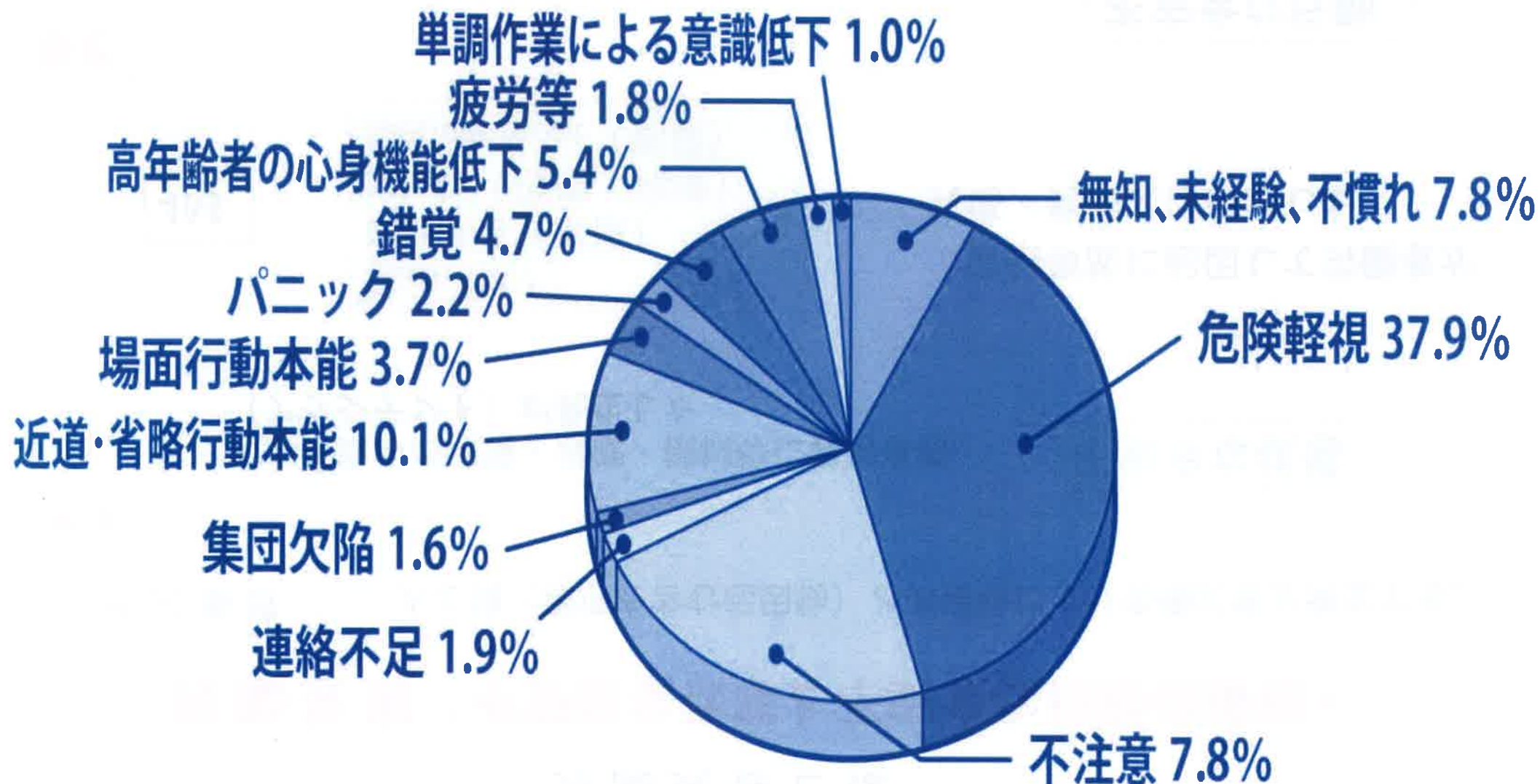
その他、日頃から本人の健康状況(特に
肥満、腰痛、高血圧、糖尿病などの生活
習慣病)をあらかじめ正しく把握しておく
ことが必要

番号	ヒューマンエラーの原因	エラーの内容、留意事項
1	無知・未経験・不慣れ	無知や経験不足などによって、危険がどこに潜んでいるか気づきにくい 作業に不慣れな作業員は、作業の危険がどこに潜んでいるかわからない 熟練作業員でも、初めて行う作業や赴任まもない現場では、適切な危険予測ができない
2	危険軽視、慣れ	十分な現場経験があることで、慣れによって安易な気持ちで作業してしまう 危険とわかっているのに不安全な行動をとり、エラーを起こす
3	不注意	作業中はその作業に集中してしまい、安全面に関する注意がおろそかになる 作業内容が日々変わるため、作業に集中できず注意が散漫になる
4	連絡不足	「必要な安全指示を出さない」「指示の内容及があいまい」「的を射た指示でない」「作業員が指示を聞かない」「作業員が指示の内容を理解できない」など指示のあいまいさ等が原因で現場の職長や作業員への指示が正確に伝わらない
5	集団欠陥	工期に余裕がない場合など、工期遵守が最優先の雰囲気になり、安全がおろそかになる
6	近道、省略行動本能	近道をしたい、面倒な手続きを省略したい等、物事を効率的に進めようとする本能がある。
7	場面行動本能	瞬間的に一点に集中すること、周囲の状況が見えずに行動してしまう
8	パニック	非常に驚いたとき等、脳が正常に働かず、ミスを犯したり、指示を正確に伝えられなかったりする
9	錯覚	見間違いや聞き間違いに加え、ど忘れや思い込みも錯覚の一種である
10	中高年の機能低下	本人の自覚がないまま足腰が弱ったり、視力やバランス感覚が低下したりする 身体能力の低下を自覚せずに作業し、エラーを起こす
11	疲労など	疲労がもたらす注意力の低下で自らの意思に反してミスを犯しやすい 長時間労働、夏の炎天下での作業など、過酷な条件下での作業では、作業員が疲労しやすい
12	単調作業等による意識低下	単調な反復作業は意識レベルを低下させ、エラーが起こりやすくなる

ヒューマンエラー災害

現場では、ヒューマンエラーによる事故に頭を悩ませているところがとても多いのが現状。

しかし、ヒューマンエラーは、その原因となる人間の特性を正しく理解すれば、効果的な対策を打つことができる。



労働災害とは

労働災害（不安全な状態と不安全な行動の接触）

労災事故

人と物（環境を含む起因物）との接触により労働災害が発生する。

もの

人が作業中の環境・設備・機械等に異常事態（アクシデント）が発生した

不安全な状態

4M

Man（人）
Machine（機械）
Media（設備・環境）
Management（管理）

労働事故に起因して労働者が
負傷／発病又は死亡した

ひと

設備環境不良と労働者の不適切行動が相まって又はどちらか一方の理由で、労働者が負傷／発病又は死亡した

不安全な行動

ヒューマンエラー
ヒューマンファクター

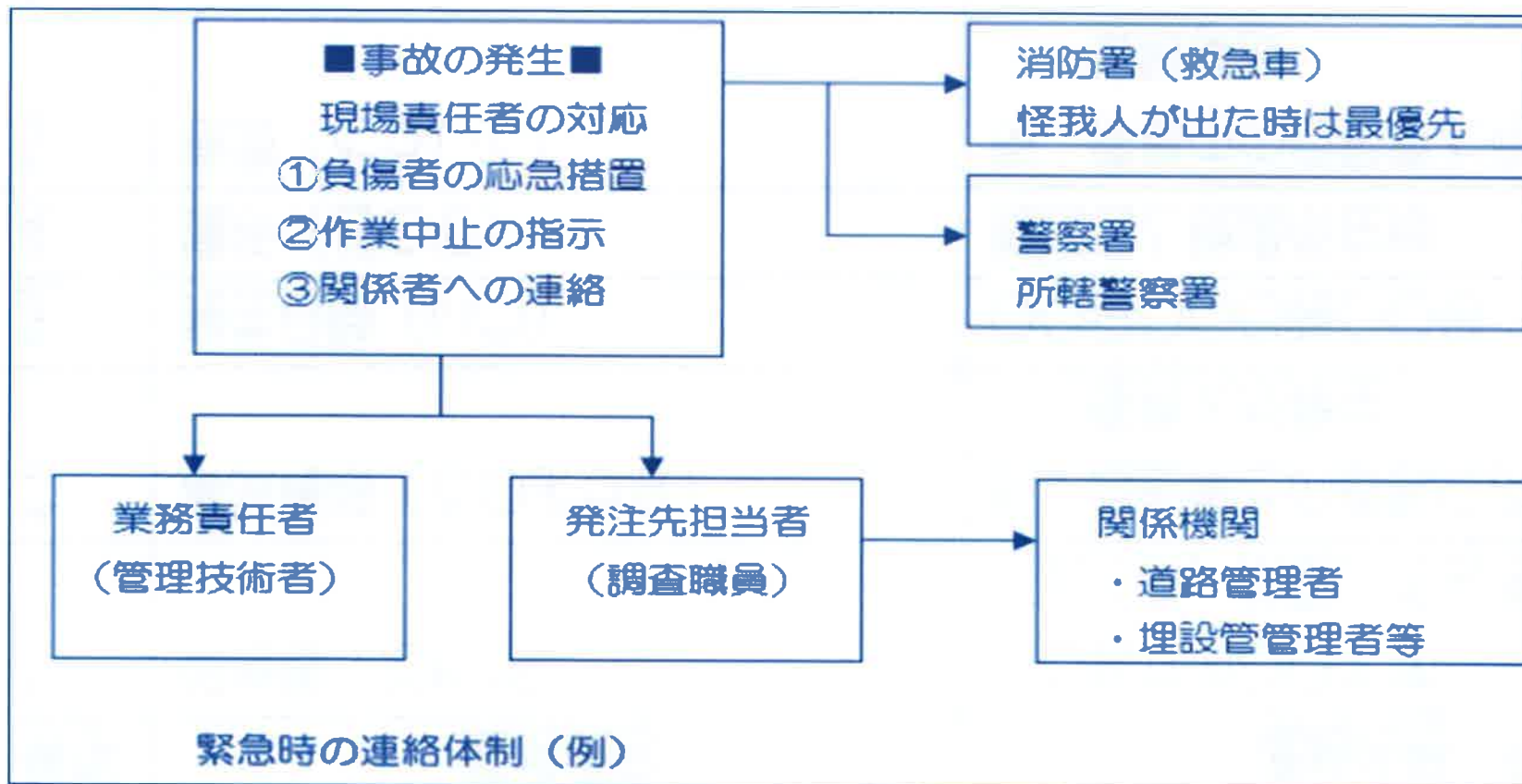
事故発生時の緊急連絡体制

(1) 連絡体制

万一事故が発生した場合は、事前に検討した連絡体制に基づき、迅速に関係者への連絡を行う。

なお、重篤災害（頭部打撲、意識がはっきりしない場合等）の場合は、救急車を要請する。

事故
発生



5W1H

いつ

どこで

だれが

なにを

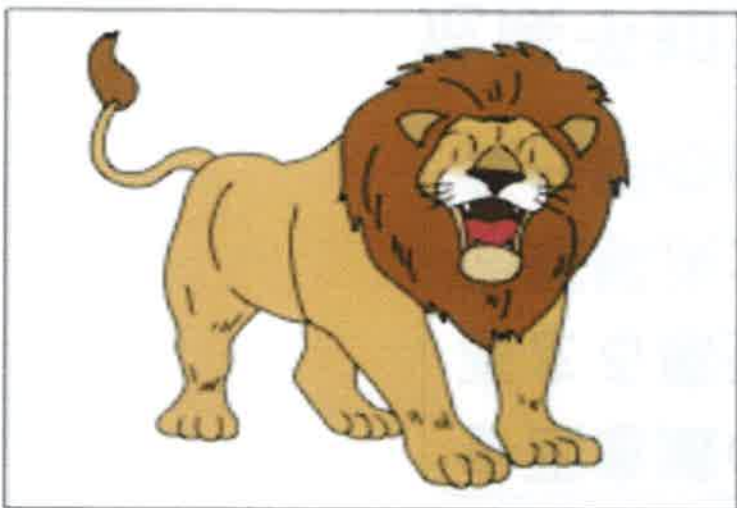
なぜ

どうした

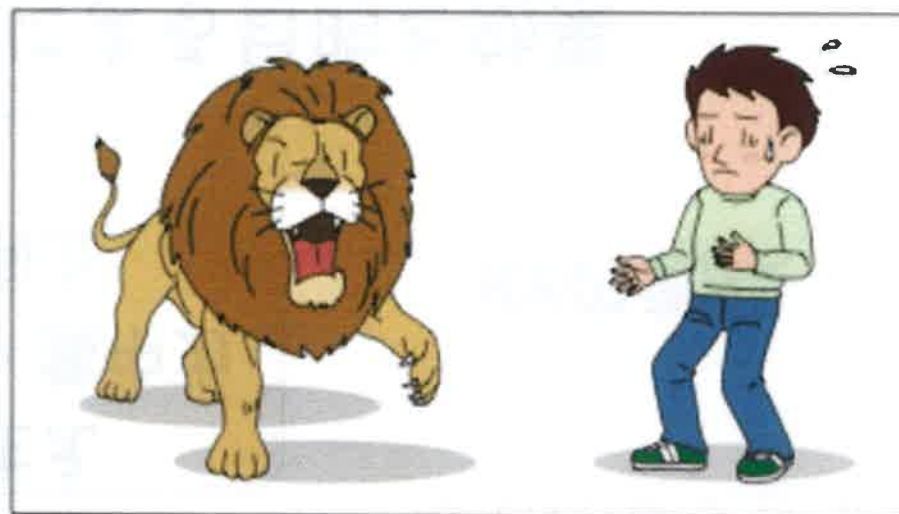
(2) 連絡方法 緊急連絡の方法は、5W1Hにもとづいて、落ち着いて解り易く、簡潔に説明する。

(2) 連絡方法 緊急連絡の方法は、以下に示す必要項目について、解り易く、簡潔に説明する。

順序	連絡項目	連絡内容（例）
①	報告者（だれが）	〇〇会社の〇〇です （会社名、所属、氏名を）
②	事故種類（どのような）	例；自動車との接触による人身事故 （怪我人が発生）
③	発生日時（いつ）	〇〇日〇〇〇時〇〇分
④	場所（どこで）	業務名と現場所在地
⑤	原因（どうして）	例；停車中の自動車と自転車との 接触事故
⑥	被害程度（なにが、どうなった）	例；自転車が転倒して怪我をした （怪我の程度は）
⑦	処置（どうしたか）	例；〇〇病院へ搬送
⑧	指示（これからどうする）	例；現在、病院で怪我人に付き添って いる。これからの指示を、



危険性又は有害性



リスク

リスクアセスメント

リスクアセスメントとは、

- a. 作業前に、作業に潜在する危険を洗い出し、
 - b. その洗い出した作業の危険は、どのくらいの頻度で発生するのか、どのくらいのケガや病気になるのか、危険の大きさを見積り、
 - c. その結果から対策を立てるものの優先順位をつけ、
 - d. 優先度の高いものから除去・低減対策を立て、
 - e. 対策を実施し、危険の大きさを許される水準まで下げる
- ことである。

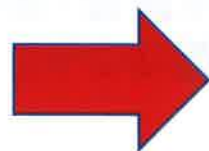
リスクアセスメントの効果

1. リスクの明確化
現場のリスクが明確になること
2. リスクに対する認識の共有
リスクに対する認識を共有できること
3. 安全衛生対策の優先順位の決定
安全衛生対策の合理的な優先順位が決定できること
4. 残留リスクに対する遵守ルール of 明確化
残留リスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になること
5. 危険感受性の向上
職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まること

現場や作業に潜む危険性・有害性の発見

KYの目的

危険予知活動
現地KY



不安全行動
不安全状態

どんな危険が潜んでいるか?

危険のポイントは?

作業開始前に危険性・有害性の除去・低減対策

あなたならどうする?

参画意識の芽生え
高まる感受性・集中力
問題解決力の向上
責任感の向上

KYの効果

危険予知活動による目的と効果

現場で遭遇する自然事象等及び危険要因

土石流・がけ崩れ・地すべり

洪水、大量水流下、津波、大波

崖地の上・下部、急斜面内・上・下部、滑りやすい地表面

開口部、ビルや家屋、構造物の上端部などさまざまな高所

崖、斜面の上端部

獣・ハンター

マムシ、ハブ、ハチ、毒虫

雷・竜巻・強風・ゲリラ豪雨・積雪

地面の亀裂・甕穴、山芋孔、根腐れ孔

熱中症、凍傷

打撲傷、骨折

心肺停止

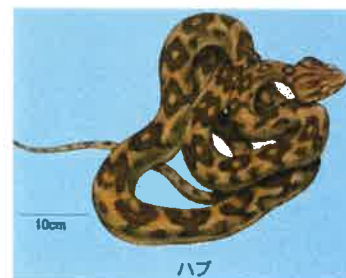
植物(棘、ハゼなど)、刺激性植物

切り株、枯損木

通行車両、通行人、住民

イヌも歩けば棒にあたる

調査測量技術の進歩により、作業従事者の危険遭遇頻度は減少したが、それでも、現場には危険がたくさん存在する。



上記の写真はイメージです。

労働災害発生事例

(主に測量調査時のもの)

- 1 落石による死亡災害
- 2 交通事故による災害
- 3 毒蛇による咬傷災害
- 4 河川での水難(おぼれ)災害
- 5 河川内での転倒災害
- 6 熱中症

1. 落石による死亡事故

渓谷で、調査グループ6名が地質調査を行っていたが、そのうちの一人が落石による頭部強打を受けた。

結果としては被災者は不幸にして死亡した。

2. 交通事故による死亡事故

「山中での調査中の乗用車の転落死亡事故」

調査員2名が現場調査中に、山中の道路から自動車ごと転落して死亡した。

事故が発生したのは、出発後、交代で運転し、車内で仮眠をとった翌日のことであった。事故確認は発生から7日後であり、大規模な搜索の結果、調査員の遺体が発見されたのは、さらに10日を経過していた。

行動計画の策定、調査活動スケジュールをチェックする体制に不備があった。

3. 「山中でのハブ咬傷事故」

奄美大島で、夜間の生態調査を行っていた調査員が、斜面を登るため、樹木に手をかけたところ、動物に噛まれたような痛みを感じた。

動物の特定はその後の処置に必要なため、数分間探したが見つかることができなかったため、速やかに自動車で下山し、携帯電話が通じる場所で救急車の手配を行った。その間、粘着テープで手首を縛り、傷口から口で毒を吸い出した。その後、病院で咬傷部分の切開を行い、3日後に退院した。

診断の結果、手を噛んだ動物はハブと推測されるが、連絡方法の事前確認、適切な対処法の習得、冷静な行動などにより、軽症で済んだものと思われる。



写真はイメージです。

4. 「河川での落水による死亡事故」

川岸の岩場で試料採取中に、調査者が落水し、あがって来られず溺死した。

被災者(調査者)は胴長靴を履いていたが、胴長靴は落水の場合、水が入ってしまう危険がある。適切な装備の重要性を示す事故である。



写真はイメージです。

5. 「川岸移動中の転倒」

調査フィールドである河川において、環境調査中に川岸を移動時に、足をとられてバランスを失い、河畔の岩に背中から倒れこんだ。

使用していた器具は、測量用の箱尺（スタッフ）だった。

背中を強打し、痛みを覚えたが、自力歩行は可能だったので、調査を中止し、病院で診察を受けたところ、骨折が判明した。



写真はイメージです

6. 「熱中症」

- ・被災者は午前中から調査のため草刈作業を行っていた。

夕方、作業が一段落したため、一人で車の荷台で休憩していたが、約10分後に同僚に地面に倒れているところを発見された。

直ちに病院に搬送されたものの同日中に死亡した。

(熱中症)



図・写真はイメージです



〔墜落〕

40度以上.....墜落

墜落とは、「こう配が40度以上の斜面上の落下」または「身体が完全に宙に浮いた状態で落ちること」をいう。
例えば、建築・建造物、屋根、足場、固定はしごなど急な傾斜からの落下「高所作業中に足場を踏み外す」「屋根から滑り落ちる」などのケースがある



〔転落〕

40度未満.....転落

転落とは、「こう配が40度未満の斜面からの落下」また、「階段や坂道などに接しなから落ちること」をいう。
例えば、「はしこから落ちる」「階段から足を滑らせる」「傾斜のある床」などのケースがある。



〔転倒〕

平面上.....転倒

労働災害で、特に多いのが「墜落」「転落」「転倒」である。

その中でも、「墜落」「転落」に起因する災害は、死亡など重篤な災害に繋がる危険性が高い。

転倒とは、「ほぼ、平面上で転ぶこと」をいう。
例えば、地面でつますいたり、滑ったり、倒れたりすること、「床上の障害物でつまずく」「水や油ですべる」などのケースがある。

交通災害の防止

業務上の交通事故による災害が多発している

無免許運転、飲酒運転は絶対にしないこと

- ・病気又は薬物(風邪薬等に服用を含む)等の影響で正常な運転が出来ない恐れがあるときは運転をしないこと

- ・法令で定められた制限速度に違反しないこと

- ・その他、交通法規に違反した車両の運行をしないこと



自動車運転時の留意事項

運転中の携帯電話は厳禁

車間距離の確保

制限速度の厳守

走行中は極力運転に集中

飲酒運転・酒気帯び運転の禁止

シートベルトの着用

割り込み運転の禁止

ゆとりをもって早めの出発

見通しの悪い交差点での走行は徐行

後退するときは誘導してもらう

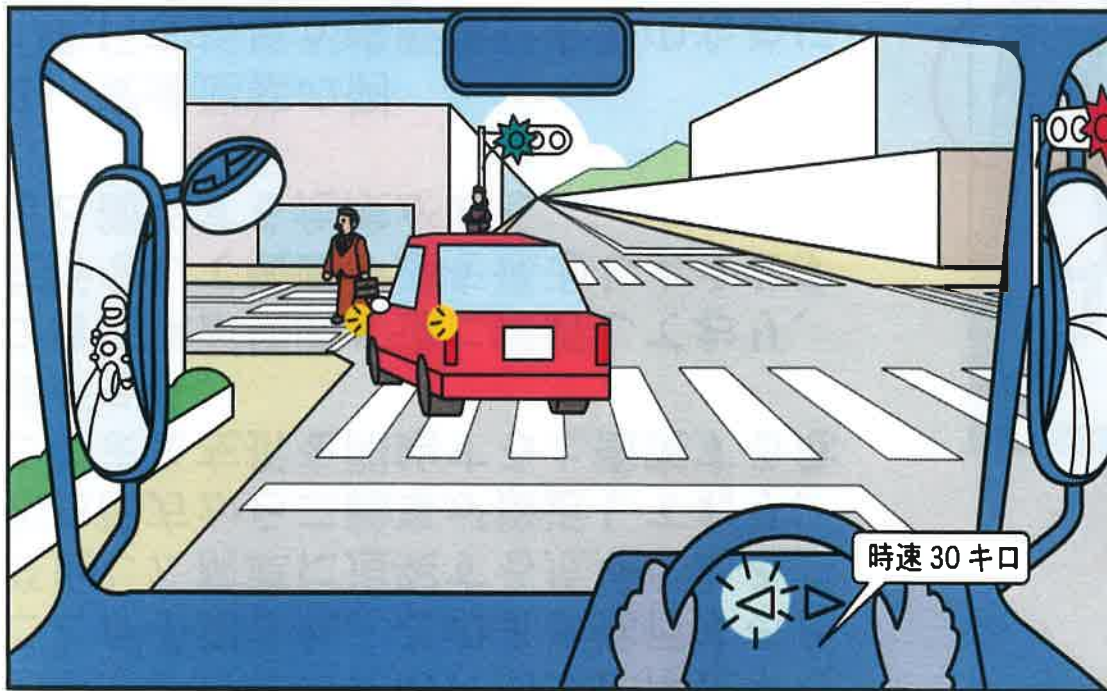
業務中の交通事故防止



どのような危険が潜んでいるか

交差点の左折の場面

どのような運転をすればよいか



- ・ 信号機のある交差点を左折しようとしている。
- ・ 左後方から二輪車が接近している。
- ・ 先行車の向こうに自転車が見える。

- ・ 制限速度：時速50キロ
- ・ 路面：乾燥
- ・ 天候：晴
- ・ 積載状況：2トン車
- ・ 運転者：年齢27歳
- ・ 運転経験：2年

解説

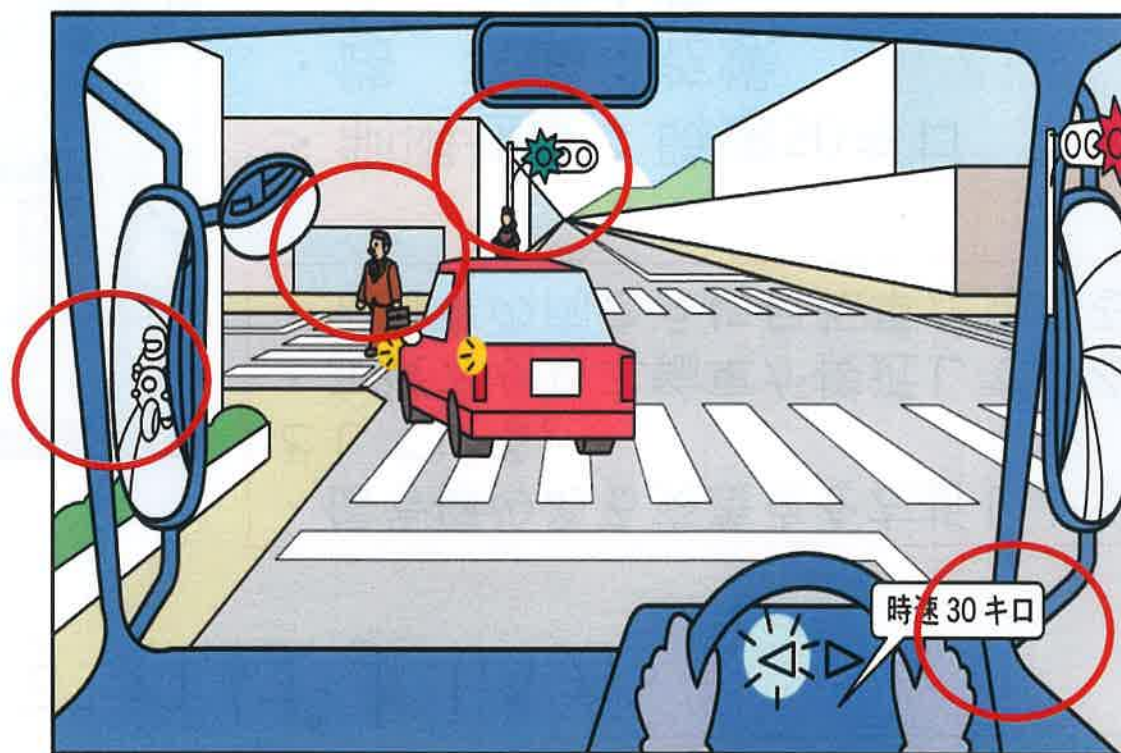
交差点の左折

1. 主な危険要因の例

- ①横断歩行者のために前車が停止することが予測され、このまま進行すると停止した前車に追突する危険がある。
- ②左後方から二輪車が接近しており、このまま左折を開始すると衝突する危険がある。
- ③自転車が横断歩道に接近しており、左折をして横断歩道を通過しようとするすると衝突する危険がある。

2. 安全運転の例

- ①先行左折車が横断歩行者等のために停止することを予測して、あらかじめ車間距離を保持しておく。
- ②左折時は、必ず左後方や側方に二輪車がないかどうかを確認する。
- ③歩道の状況にも目を配り、歩行者や自転車が接近していないかどうかを確認する。

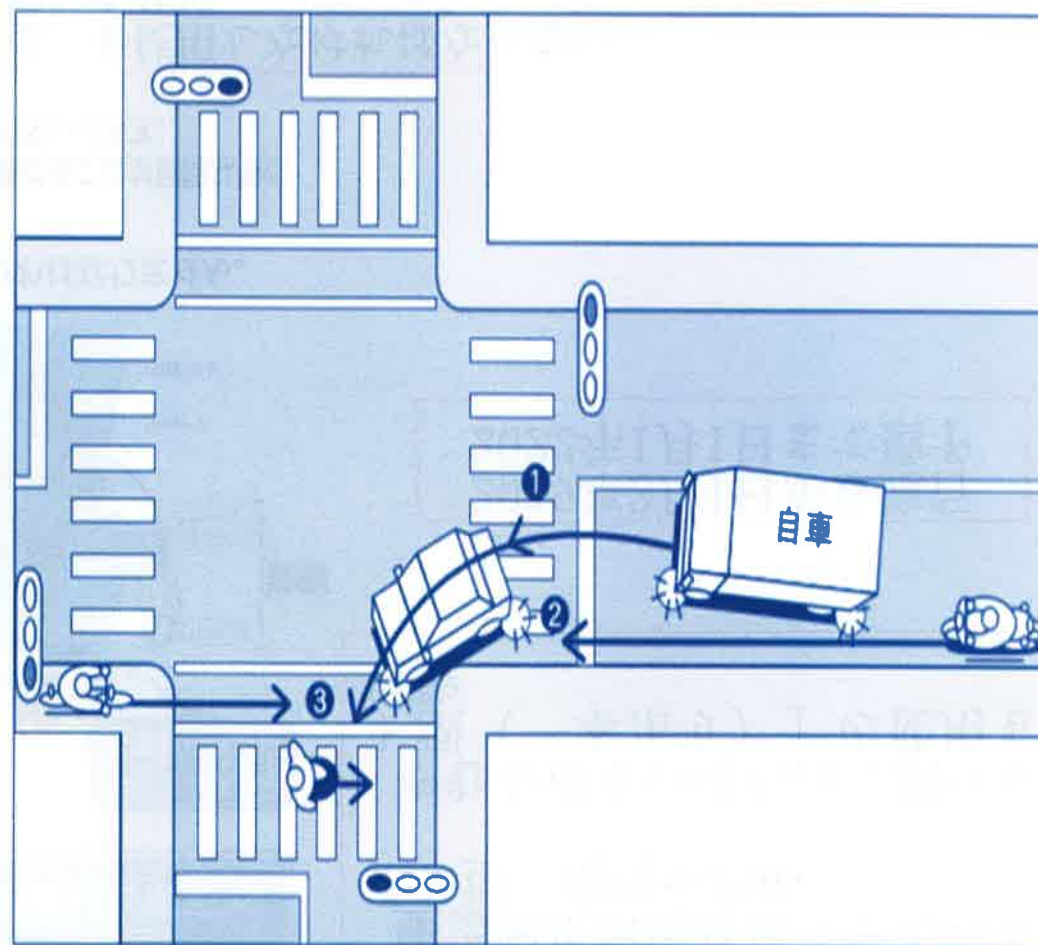


3. 乗務員指導のポイント

① 内輪差の大きい大型車は、左折時にいったん右にふくらむことがある。

そのため内側に二輪車が入り込んでくることがあるので、左折する前に必ず左後方や側方の二輪車の有無を確認し、二輪車が接近しているときは先に行かせるよう指導する。

② 歩道の状況や左折していく道路の状況に注意しながら、徐行して進行するよう指導する。



墜落制止用器具の説明

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

安全帯が「墜落制止用器具」に変更

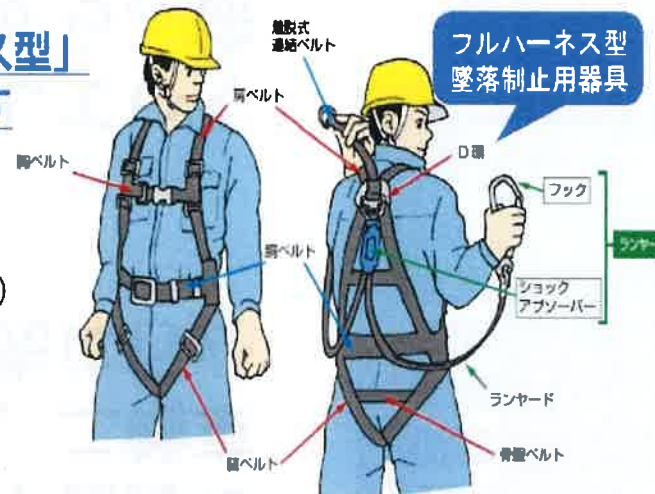
墜落制止用器具は「フルハーネス型」使用が原則

やむを得ない場合は「胴ベルト型（一本吊り）」の使用も可能

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本吊り）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

・ 高さ6.75mを超える場所では必ず「フルハーネス型」を使用しなければならない。

・ 6.75m以下の場合も、原則として「フルハーネス型」を使用。

ただしフルハーネス型で墜落した場合に、ショックアブソーバの伸びなどで地面に衝突する（1mの余裕を見込んで）恐れのある場合は「胴ベルト型（一本吊り）」の使用も可能。

「フルハーネス型」を用いて作業する前に特別教育（通称「（フルハーネス型安全帯使用作業特別教育）」）修了を義務付け。

2019年2月1日から施行
2022年1月1日まで猶予

労働安全衛生法に基づく報告

労働者私傷病報告書の提出は事業者の義務です。

労災保険法に基づく請求

労災保険の請求は被災者が行い、元請は、事実を証明します。

労働者私傷病報告書

休業4日未満（様式24号）

休業4日以上（様式23号）

療養の給付

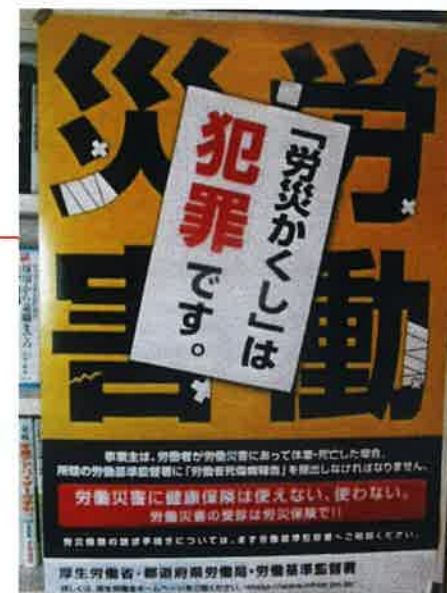
休業の給付
傷害の給付
遺族の給付
その他

労災指定病院

所轄労働基準監督署

労働災害が不幸にして発生した場合には、事業者は労働者死傷病報告書を労働基準監督署に報告する義務がある。

また労働者災害補償保険法によって休業等に関して給付が受けられる仕組みとなっている。



安全文化の7原則

- 1.安全最優先の価値観
- 2.トップのリーダーシップ
- 3.安全確保の仕組み
- 4.円滑なコミュニケーション
- 5.問いかけ・学ぶ姿勢
- 6.リスクの認識
- 7.活気のある職場環境

推進3本柱

トップの経営姿勢

一人ひとりの従業員の職業人生を安全に、かつ健康に全うさせることが企業責任であると認識し、その姿勢を従業員に示すことが第1の柱です。トップの姿勢が変わればすべてが変わります。



ライン化の徹底

管理監督者（ライン）が、作業の中に安全衛生を一体のものとして組み込んで率先垂範することが不可欠です。こうしたラインによる安全衛生管理の徹底が第2の柱です。



職場自主活動の活発化

職場の一人ひとりが「自分は決してケガをしない」「仲間からケガ人を出さない」ために行う先取りの実践活動が第3の柱です。



1. 令和2年度 全国安全週間 厚生労働省,中災防主催

①期間：7月1日～7月7日

②準備期間：6月1日～6月30日

全国安全週間の趣旨

「人命尊重」という崇高な基本理念のもと、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し広く安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的としている。

全国安全週間を契機としてそれぞれの職場で「労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る。」ことを趣旨としている。

昭和3年に初めて制定され今年で93回目を迎える。

③スローガン：

エイジフレンドリー職場へ！
みんなで改善 リスクの低減

本日のまとめ (労働災害の防止対策を知ること)

1.労働災害に遭わないための予防知識を知ること。

4S(整理・整頓・清掃・清潔)

不安定行動と不安全な状態の解消

2.安全管理体制のしくみを知ること

3.安全衛生教育の必要性を理解すること

4.法律の構成を理解すること

5.自分の体の状態を知ること

(ヒューマンエラー、加齢、疲労、ストレス、心配事、服薬、飲酒など)

6.さまざまな環境によって災害が発生することを知ること。

7.会社の安全文化を築き、醸成すること



見えますか？ あなたの周りの見えない危険。みんなで見つける安全管理

ご清聴ありがとうございました。

ご安全に